平成２３年（フ）第１７８６３号
東京都足立区竹の塚４丁目３―19―404
債務者　道村　英樹
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８６４号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1346―76
債務者　伊藤　治男
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８６６号
東京都葛飾区東四つ木２丁目23－５
債務者　江川　伸子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８８１号
千葉県富里市七栄796―10
債務者　稲垣　幸治
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８８２号
東京都世田谷区北烏山３－１－７―104、住民票上の住所東京都稲城市長峰３丁目２　杜の一番街２―204
債務者　深江　卓次
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８９３号
東京都日野市大坂上２丁目５－３―205
債務者　西川　文夫
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８９７号
埼玉県所沢市こぶし町29―17
債務者　山本　英幸
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９０１号
東京都北区西ケ原１丁目61－５
債務者　梶野　正夫
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９０８号
千葉県松戸市栗ケ沢793―13　渋谷ハイツＡ―201
債務者　鈴木留美子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９０９号
東京都新宿区戸山２丁目７―102
債務者　小笠原　孝
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９１４号
東京都豊島区池袋本町１丁目38－５―203
債務者　中村香魚美
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９１５号
東京都葛飾区西水元５丁目６―13　太田方、住民票上の住所沖縄県宮古島市城辺字福里1906―２
債務者　平良　栄次
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９１７号
東京都大田区北千束３丁目17―５　ツイン大岡山Ａ101
債務者　玉木　秀和
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９２０号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋３丁目27―10　プレステージ武蔵野１－Ｂ
債務者　横田　美加
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９２１号
東京都東村山市美住町２丁目11－１－30Ａ
債務者　伊藤　久成
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部